

## 水稻生育予測システム「でるた™」利用規約

この規約は、千葉県農林総合研究センター（以下、「千葉県」といいます。）が開発した水稻生育予測システム「でるた™」（以下、「でるた™」といいます。）を御利用いただく際の利用条件を定めるものです。御利用いただく皆さま（以下、「ユーザー」といいます。）には、本規約に従って、「でるた™」をご利用いただきます。

### （「でるた™」の定義）

第1条 「でるた™」とは次に掲げるものを総称したものとします。

- (1) 千葉県が Microsoft Excel や Google LLC の提供するサービスである Google スプレッドシート及び Google Apps Script を利用して作成した、品種や移植日ごとの出穂期や作業適期の予測を一覧表で示したもの。（以下、「でるた™」一覧表といいます。）
- (2) 千葉県が前項と同じ手段で作成した、品種と移植日をプルダウンメニューで選択すると、出穂期や作業適期予測が表示される Web アプリ。（以下、「でるた™」アプリといいます。）
- (3) そのほか、「でるた™」のデータを利用して、千葉県が作成したサービス。

### （適用範囲）

第2条 本規約は、ユーザーと千葉県との間の「でるた™」の利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

### （本規約及び GOOGLE 利用規約への同意）

第3条 ユーザーは、本規約に同意いただいた上で、本サービスを利用できるものとします。

2 「でるた™」は Google LLC の提供するサービスを用いて作成されたため、ユーザーが「でるた™」を利用するに当たっては、ユーザーは GOOGLE 利用規約に同意したものとします。

### （利用環境）

第4条 「でるた™」は、すべての利用環境に対して完全な動作を保証するものではありません。ユーザーの利用環境や利用する機器によって、一部又は全部の機能が利用できない場合もあります。

### （費用）

第5条 利用に必要な機器類は、ユーザー自らの費用と責任において用意してください。また、「でるた™」は無料で利用できますが、利用に必要な通信料等はユーザーの負担となります。

### （規約の改定）

第6条 千葉県は、ユーザーの承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を改定することができるものとし、ユーザーはこれを異議なく承諾するものとします。

- 2 千葉県は、本規約を改定したときは、その内容を千葉県ホームページに掲載し、ユーザーに通知します。
- 3 本規約の改定の効力は、千葉県が前項により通知を行った時点から生じるものとします。
- 4 本規約変更後にユーザーが「でるた™」を利用した時点で、変更後の本規約に異議なく同意したものとみなされます。

#### (個人情報取扱い)

第7条 千葉県は「でるた™」において、ユーザーの個人情報の収集を行いません。

#### (禁止事項)

第8条 本サービスの利用に際し、千葉県はユーザーに対して、次の各号に掲げる行為を禁止します。千葉県において、利用者が禁止事項に違反したと認められた場合、利用の一時停止等、千葉県が必要と判断した措置をとることができます。

- (1) 「でるた™」の管理及び運営を妨害するおそれのある行為
- (2) 「でるた™」へ不正アクセスをし、又はこれを試みる行為
- (3) 「でるた™」に入力されている情報の改ざんを行う行為
- (4) 「でるた™」のシステムやセキュリティへの攻撃
- (5) 千葉県又は第三者の知的財産権を侵害する行為
- (6) 千葉県又は第三者の名誉・信用を毀損又は不当に差別もしくは誹謗中傷する行為
- (7) 千葉県又は第三者の財産を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (8) 千葉県又は第三者に経済的損害を与える行為
- (9) 千葉県又は第三者に対する脅迫的な行為
- (10) コンピューターウイルス、有害なプログラムを使用又はそれを誘発する行為
- (11) 法令等又は公序良俗に反する利用
- (12) 国家・国民の安全に脅威を与える利用
- (13) その他、千葉県が不適切と判断する行為

#### (二次利用)

第9条 「でるた™」が提供する水稻生育予測情報等のデータは、出典を明らかにすることで二次利用が可能で、商用利用も可能とします。なお、二次利用に当たっては、本規約に同意したものとみなします。

#### (リンク)

第10条 「でるた™」は、原則としてリンクフリーとします。ただし、リンク元サイトに掲載されている内容が公序良俗に反する、法令等に違反し、又は違反する恐れがあると認められる場合には、リンクは認められません。なお、ユーザーは、リンクを設定する際には、次の各号のことを守ることとします。

- (1) 「でるた™」へのリンクである旨を明示すること（許可や連絡は必要ありません）。
- (2) 「でるた™」が他のページ中に組み込まれるような設定にしないこと。

#### (「でるた™」の提供の停止等)

第 11 条 千葉県は、次の各号のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく、「でるた™」の全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 「でるた™」を提供するための保守点検又は更新を行う場合
- (2) 火災、停電又は地震、水害その他の天災地変、又は感染症の流行、戦争若しくは暴動等（総称して不可抗力といいます。）により、「でるた™」の全部又は一部の提供が不能又は困難となった場合
- (3) 「でるた™」の予測結果情報の提供に必要な電気通信サービスを提供する電気通信事業者が、当該サービスの提供を中断し、又は中止した場合
- (4) 「でるた™」の提供に必要な GoogleLLC が提供するサービスが中断し、又は中止、仕様変更若しくは利用規約の改定等により、「でるた™」の全部又は一部の提供が不能又は困難となった場合
- (5) 通信障害等により「でるた™」が予測を行う際に利用するデータの取得が不能又は困難、もしくはデータの正確性が失われると千葉県が判断した場合
- (6) その他、技術又は運営等の理由により「でるた™」の提供が困難であると千葉県が判断した場合

#### （「でるた™」の提供の終了）

第 12 条 千葉県は、千葉県の判断によりいつでも「でるた™」の提供を終了できるものとします。ただし、「でるた™」の提供を終了する場合、千葉県ホームページ等においてユーザーに事前に通知するものとします。

#### （免責事項）

第 13 条 千葉県は、「でるた™」について様々な注意を払いますが、その内容の完全性・正確性・有用性等については、一切の責任を負いません。

2 千葉県は、ユーザー又は第三者が「でるた™」及び「でるた™」の情報を用いて行う一切の行為及びそのために被った損害、損失について、いかなる責任も負いません。

3 千葉県は、本規約第 11 条に基づく「でるた™」の提供の遅延、中断等が発生、又は本規約第 12 条に基づき「でるた™」の提供を終了したとしても、これに起因するユーザー又は第三者が被った損害、損失について一切の責任を負いません。

4 千葉県は、「でるた™」に関して、ユーザーと他のユーザー又は第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切責任を負いません。

#### （システムの維持管理）

第 14 条 千葉県は、「でるた™」が適切に維持管理されるよう、次の各号に掲げる管理を行うこととします。

##### （1）データの正確性の担保

千葉県は、登録されたデータについて、定期的に「でるた™」上の出穂期予測の表示と Excel 計算での出穂期予測とを比較することで、提供データの正確性を確認します。

千葉県は、「でるた™」構築に必要なデータは全てバックアップをとり、提供データの正確性が失われた場合は「でるた™」の公開を中止し、バックアップデータを用いて再構築した後に、「でるた™」を再公開します。

## (2) 利用マニュアルの作成

千葉県は「でるた™」の利用方法をマニュアル化し、「でるた™」に掲載します。

## (セキュリティ対策)

第 15 条 千葉県は、「でるた™」のセキュリティ対策として、千葉県情報セキュリティ対策基準やその他関係規程等に従い、以下のとおり対応することとします。

### (1) 不正ログイン等の把握

千葉県は、Google アカウントへのログイン情報を通知する Google サービスを活用し、不正ログインの把握に努めます。不正ログインの通知を受けた場合は、速やかに被害の拡大防止と現状の保全措置を行います。

### (2) 改ざん有無の定期的な確認

千葉県は、Google スプレッドシートが変更された場合に通知する Google サービスを活用し、Google スプレッドシートの改ざんの有無の確認に努めます。また、Google スプレッドシートと Google Apps Script の更新履歴を定期的に確認することで、意図しない更新の有無を確認します。データの改ざんが認められた場合は、千葉県は「でるた™」の公開を中止し、バックアップデータを用いて再構築した後に、「でるた™」を再公開します。

## (問合せ先)

第 16 条 「でるた™」に関する千葉県への問合せ先は、千葉県農林水産部担い手支援課技術振興室とし、「でるた™」に連絡先を掲載します。

## (準拠法と合意管轄)

第 17 条 本規約は、日本法に基づいて解釈・運用されるものとします。本規約によるコンテンツの利用及び本規約に関する紛争については、日本国千葉地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

## 附 則

この規約は、令和 4 年 3 月 29 日から施行します。

この規約は、令和 5 年 3 月 27 日から施行します。